

平成 29 年第 3 回紀の川市議会定例会 第 4 日

平成 29 年 9 月 28 日（木曜日） 開 議 午前 9 時 27 分

閉 会 午前 11 時 29 分

◎議事日程（第 4 号）

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 56 号 | 平成 28 年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 議案第 58 号 | 平成 28 年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 81 号 | 第 2 次紀の川市長期総合計画基本構想の制定について |
| | 議案第 82 号 | 紀の川市行政組織条例の一部改正について |
| | 議案第 83 号 | 紀の川市自転車駐車場条例の一部改正について |
| | 議案第 84 号 | 紀の川市個人情報の保護に関する条例及び紀の川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 85 号 | 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 86 号 | 紀の川市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について |
| | 議案第 87 号 | 紀の川市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例の制定について |
| | 議案第 108 号 | 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第 3 | 議案第 59 号 | 平成 28 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 60 号 | 平成 28 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 61 号 | 平成 28 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 62 号 | 平成 28 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 66 号 | 平成 28 年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 78 号 | 平成 28 年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について |
| | 議案第 79 号 | 平成 28 年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について |

- 議案第 80号 工事請負契約の締結について（那賀アメニティセンター施設解体工事）
- 議案第 90号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 91号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 92号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 95号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第107号 平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第 57号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 63号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 64号 平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 65号 平成28年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 67号 平成28年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 68号 平成28年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69号 平成28年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70号 平成28年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71号 平成28年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72号 平成28年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73号 平成28年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74号 平成28年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 75号 平成28年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76号 平成28年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77号 平成28年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 89号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 93号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 94号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 96号 平成29年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 97号 平成29年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 98号 平成29年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 99号 平成29年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第100号 平成29年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第101号 平成29年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第102号 平成29年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第103号 平成29年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第104号 平成29年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第105号 平成29年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第106号 平成29年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第 88号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について

- 日程第6 委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正について
 日程第7 委員会提出議案第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書
 日程第8 議員派遣の件について
 日程第9 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 杉原勲	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 高田英亮	15番 西川泰弘	16番 坂本康隆
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 堂脇光弘	22番 竹村広明

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	林信良
市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	金岡哲弘	危機管理部長	中浴哲夫
市民部長	尾上之生	地域振興部長	吉川博造
保健福祉部長	上村敏治	農林商工部長	神徳政幸
建設部長	前田泰宏	会計管理者	浅野徳彦
水道部長	溝上卓史	農業委員会事務局長	中野朋哉
教育長	貴志康弘	教育部長	稲垣幸治
企画部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長	榎本守	事務局次長	柏木健司
議事調査課主幹	片山享慈	議事調査課課長補佐	岩本充晃

（開議 午前 9時27分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回紀の川市議会定例会4日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日の委員長報告ですが、まず日程第1で、平成28年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会に審査を付託していた議案第56号について、委員長より審査結果の報告を求め、委員長の報告に対する質疑の後、議案に対しての討論、採決を行います。

次に、日程第2から日程第4では、各常任委員会に審査を付託していた案件のうち、議案第88号以外の案件について、各常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、委員長の報告に対する質疑の後、議案に対しての討論、採決を行います。

次に、日程第5では、分割付託していた議案第88号について、再度、各常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、委員長の報告に対する一括質疑の後、議案に対しての討論、採決を行いますので御了承願います。

日程第1 議案第56号 平成28年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（竹村広明君） それでは、まず日程1、議案第56号 平成28年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、過日の本会議において、平成28年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会を設置し、審査を付託していたものであります。委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、平成28年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

13番 高田英亮君。

○13番（高田英亮君）（登壇） おはようございます。

平成28年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会に付託されました議案第56号 平成28年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、去る9月12日から14日までの3日間、市役所6階委員会室1において委員会を開催し、当局から付託案件について説明を聴取した後、審査を行いました。

委員会における、質疑の主なものは次のとおりです。

2款、1項、6目、財産管理費旧分庁舎解体整備事業で、粉河分庁舎・旧那賀分庁舎・旧白水園における石綿含有建材の除去等の対応についてただしたのに対し、粉河分庁舎は解体工事施工中にレベル1のアスベストを発見したので、附帯工事として除去を行い、旧

白水園については、レベル1・2のアスベストについてはなく、また旧那賀分庁舎については、設計段階においてアスベストの調査を行い、設計の中にレベル2・3の含有建材の除去について、含んでいるとの答弁でした。

次に、2款、1項、7目、企画費、出会いと交流の場創出事業の同窓会支援補助金について、実際事業を行うことによって紀の川市に戻ってきた方がいるのかどうかただしたのに対し、事業がふるさとに向けてのきっかけづくりの一つとして実施しているもので、何人戻ってきたか等、追いかけて調査は行っていないが、今後の方法については検討していきたいとの答弁でした。

次に、2款、1項、15目、自治振興費、地域安全推進事業の防犯カメラ関係で、外部からの画像検索の依頼があったときの窓口はどこになるのかただしたのに対し、危機管理課が窓口となって、危機管理課の責任において提供を行うとの答弁でした。

次に、2款、1項、16目、まちづくり推進費、ふるさとまちづくり寄附金推進事業の寄附金について、今よりも用途を明確にする等、寄附金についての今後の展開をただしたのに対し、まだ具体的な計画はないが、クラウドファンディングといった事業形態等、寄附を募る方法も視野に入れて検討しているとの答弁でした。

次に、4款、1項、1目、保健衛生総務費、母子健全育成事業の乳幼児発達相談について、何人体制で実施しているのかとただしたのに対し、正職員が1名担当し、1人では大変だということで社会福祉法人桃郷の発達相談員に一部委託しているとの答弁でした。

次に、4款、1項、5目、環境衛生費、不法投棄防止事業で完全に不法投棄がなくなるということにはなっていないが、今後どのような対策を考えていくのかとただしたのに対し、従来の固定式カメラが老朽化していることもあり、新たに予算計上していく中で一定の抑制効果が期待できる対策を考えていきたいとの答弁でした。

次に、4款、2項、2目、塵芥処理費、ごみ収集事業で以前からふれあい収集事業を実施するのか協議されているとのことですが、実際どのようなになっているのかとただしたのに対し、現在、ごみ処理基本計画の作成に向けて協議しているところで、ふれあい収集についても実態調査をするなど、できるだけ早く対応できるよう努力したいとの答弁でした。

次に、9款、1項、1目、消防総務費、自主防災組織育成事業で、限界集落とか高齢化が進んで自主防災組織が成り立たないところについて、どのように補っていくのかとただしたのに対し、高齢化率が高い地域等については、近隣、隣接している自治区において、合同で自主防災組織を設立しているとの答弁でした。

次に、10款、1項、3目、教育諸費、学校教育推進事業の英語指導助手（ALT）の配置について、英語教育に力を入れているのであればもう少し充実させるべきではとただしたのに対し、長期総合計画の今後の計画の中でALTの充実ということを載せて、さらなる充実を考えているとの答弁でした。

次に、歳入では、20款、5項、1目、雑入の一部事務組合未収金ですが、去年は返還金であったが、本年度名称変更した理由をただしたのに対し、白水園清算事務に伴うもの

で、閉鎖後の養護及び特養の老人保護措置費と利用料が入金されたためとの答弁でした。

次に、20款、5項、1目、雑入の不納欠損額14万7,947円について、不納欠損の内容をただしたのに対し、9万7,000円が保育所の主食費、5万947円が一部事務組合未収金の特養自己負担1名分との答弁でした。

以上が、当委員会における審査の主な内容であります。

慎重審議の結果、議案第56号 平成28年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しております。

以上で、報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、議案第56号に対する反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可いたします。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。石井です。

議案第56号 平成28年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成28年度には、子ども医療費の無料化の中学校卒業までの拡大やデマント交通の運行、国保会計への繰り入れなど、市民の暮らしを支える取り組みもたくさんあったと思います。また、一つ一つの事業の中で、例えば、金額としては大きくはなく対象者も限られていますが、高額障害者福祉サービス給付費の申請漏れがないように、5年間分を調べて申請するよう対象の方に声をかけたという取り組みもあるなど、きめ細かい温かみのある仕事もされてきました。多くの取り組みが地方自治法にあるように、住民の福祉の増進を図るという自治体の役割を果たす事業として、また全体の奉仕者として働く職員として取り組んできたものだと思っております。

一方で、平成28年度には、軽自動車税の値上げや長寿祝い金の引き下げ、那賀町でのし尿くみ取り料金の値上げ、紀の海広域施設組合でのごみ処理を行うことで、一定の比較として8,800万円のコストダウンを図れる中で、ごみ袋の値上げの準備が行われるなど、市民の負担増とサービス後退となる事業がありました。粉河地域の保育所統廃合の準備がされ、図書館の2館化で那賀地域も利用が減っていることが紹介されるなど、市民に痛みの伴う行政改革を進めてきました。道路の改修などの地元要望に対しても、応え切れていない現状も引き続きあります。

財政面では、平成28年度は交付税の合併算定替分が減らされる最初の年で、10%のき下げがされました。11億6,000万円が、あと4年かけて削減されることとなります。このことは、重たい課題だと思いますが、それでも108億円の基金を積み立てており、地方債324億9,000万円のうち、290億円は後々交付税算入されるという説明もありました。地方債の実質的な負担を差し引いても、70億円以上も寄金のほうが多いというのが現状です。地方交付税制度の動向は、注意と対策が必要ですが、市民サービスの後退はあくまでも避けるべきだと思います。

電力調達の契約の見直しで、年間5,500万円の削減を平成29年度から見込めるようになるという説明がありましたが、市民に痛みの伴わない行革は歓迎ですが、保育所の統廃合など、後戻りの難しく、市民に痛みの伴う行政改革は直ちに直すべきだということを経験して、本決算の認定への反対討論といたします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第56号についての賛成討論。

5番 仲谷妙子君の発言を許可いたします。

○5番（仲谷妙子君）（登壇） おはようございます。

私は、議案第56号 平成28年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

まず、歳入ですが、市税で法人市民税が企業業績の好調により、また軽自動車税は税率改正等によりそれぞれ前年比で増加し、市税全体では1億166万円の増収となっています。

また、収納率につきましても、滞納繰り越し分を含め、市税全体で前年比で0.3%上昇して94.7%となっております。過去最高の収納率となっております。これは、現年課税分の徴収に重点を置き、新たな滞納をふやさないという方針のもと公平・公正な徴収事務に取り組むということにも積極的な収納対策を実施した成果であると考えております。

次に、歳出ですが、人件費の削減に努め、民間金融機関から借り入れた地方債の一部を繰り上げ償還し、将来の負担軽減を図っています。

普通建設事業では、大規模建設事業が完了して大幅な減額となりました。橋梁点検調査が拡大され、安全の確保にも配慮したものとなっております。

保健福祉では、予防接種事業やがん検診事業、また不妊治療費の助成などを実施し、また国民健康保険事業特別会計や介護保険事業会計への繰り出し、生活保護や障害者に対する福祉サービスの充実、環境衛生では、紀の海広域施設組合・五色台広域施設組合等への負担金を拠出することで効率的な運営を行うなど、各部署において市民生活の安定と向上に必要な事業を実施していることは十分評価できるものです。

なお、普通交付税の合併算定替による増額分に対する逡減が本決算から開始されており、財政運営には厳しさが増すものと思われませんが、健全化判断比率を見て、現在のところ早期に財政健全化を図る必要のないことを明示されています。

「夢あふれる紀の川市」を目指し、本決算に係る各施策の成果について十分に分析を行

い、今後の事業展開に反映されることを期待するとともに、さらなる財政運営の健全化に努めることを切に願い、議案第56号に対する賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第56号 平成28年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第56号は、原案のとおり認定されました。

日程第2 議案第58号 平成28年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について から

議案第108号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について まで

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第2、議案第58号 平成28年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第108号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてまでの9議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、過日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託していたのものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、総務文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

当委員会は、去る9月6日の本会議で付託されました議案9件について、9月19日に本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し審査を行いました。

慎重審査の結果、本委員会に付託された議案第58号、82号、83号、84号、85号、86号、87号、108号の計8議案については、いずれも全会一致で、議案第81号は、賛成多数で原案のとおり認定、可決すべきものと決定しております。

委員会における、各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第81号 第2次紀の川市長期総合計画基本構想の制定については、基本構想の将来人口の推計について、人口ビジョンの推計をもとに、人口の推計、目標人口を定めた

ということであるが、直近の平成27年度国勢調査結果を反映させなかったのかとただしたのに対し、人口をふやしていきたいということで人口ビジョンの数字を採用し、その数字を目標に頑張っていくとの答弁でした。

また、第2次長期総合計画の作成にあたって、人口目標について達せなかった第1次長期総合計画やそれに基づく施策について、どのように捉えているのかとただしたのに対し、第2次長期総合計画においても、今後の目標と第1次長期総合計画の結果に基づいて、年々進捗していく上で、目標に達せなかった原因についても当然検証しているところで、現時点での社会情勢など総合的観点から見て、今後の長期総合計画を作成しているとの答弁でした。

議案第82号 紀の川市行政組織条例の一部改正については、今回の機構改革の主眼はどういうところに置いているのかとただしたのに対し、新しい長期総合計画を推進する上でふさわしい組織体系をつくること、組織のスリム化を図ることとの答弁でした。

また、機構改革を行うことによって、職員は働きやすくなるのかとただしたのに対し、業務量の平準化を図るということを掲げているので、職場の労働環境については改善されるものと考えているとの答弁でした。

議案第87号 紀の川市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例の制定については、紀の川市の浸水想定区域内に対象となってくる面積1万平方メートル以上の大規模工場があるのかとただしたのに対し、該当する企業は4社確認しているとの答弁でした。

また、今後申請について、企業の努力義務だということですが、企業に周知していくことについて積極的に申し出ていただくような働きかけをするのかとただしたのに対し、水防については行政の果たす役割は大きいですが、行政だけでなく被害軽減を図るために、民間事業者みずからの役割も大きいということも含めて周知していきたいとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、議案第81号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第81号 第2次紀の川市長期総合計画基本構想の制定について、反対討論を行います。

第2次紀の川市長期総合計画基本構想の策定にあたっては、事務局を核に本部会17名、25名の委員による長期総合計画審議会、931人の意識調査、1,006人の小・中学生アンケート、ワールドカフェ、ワークショップ、団体インタビューなどを開催して、基本構想は練り上げられてきました。

反対討論ではありますが、基本構想で定めた人が行き交い、自然の恵みあふれる住みよいまちという将来像の設定に異論があるわけではありません。いろいろな方が策定に参加され、よく練り込まれた結果のものだというふうに思っています。

反対するのは、一つは、第1次長期総合計画の総括が不十分な中で計画づくりが進んでしまったと思うからです。審議会の中でも、本部会の中でも、第1次長期総合計画の検証を行うことが作成課程の柱として位置づけられて作業に当たられています。向こう9年間の紀の川市政の方向を決めていくときに、これまでの市政運営をどう振り返るのか、このことは大事なことだと思います。

総務文教常任委員会の審査の中で、第1次長期総合計画とそれに基づく各種計画の進捗状況は検証した。今後必要であれば、修正も行っていくということは説明をいただきました。ですが、第1次の計画の検証作業の中で、私が一番大事だと思うのが、そもそも各種計画を含めて、この計画でよかったのかという、底の底まで掘り起こした総括をすることです。その点で、不十分であったのではないかと思います。

二つ目は、第1次長期総合計画と、それに基づく各種計画を検証しつつも踏襲していくという説明があったことです。

各種計画の中で、私が一番気になるのが、行財政改革に係る部分ですが、これまで教育の分野で言えば、食育のまち宣言、生涯学習のまち宣言をしている中で、できたてを食べさせられて、つくり手の姿が見える自校給食を紀の川市は廃止をしました。図書館は、3館を廃止しました。子育て分野では、保育所再編計画によって旧那賀町と桃山町で公立保育所の廃止が行われました。今も粉河地域の保育所統廃合が準備されています。

私は、後戻りできないような公共施設の統廃合はもっと慎重にあるべきだと思っています。紀の川市が自校給食を失い、歩いて行けるところにある図書館を失い、公立保育所を失いと、大事な公共施設や施策を手放してきたこれまでの計画を検証しつつも踏襲していくということになるなら、この構想は認めることはできません。

3点目は、第2章の将来人口の推計についてです。

目標人口を2026年、平成38年に6万人と定めたことに異論はありませんが、その前提となり構想に記載されている数値は、少なくとも昨年10月に公表された国勢調査人口を反映させるということができたのではないかとこの点です。

紀の川市の人口ビジョンのもとになった国立社会保障・人口問題研究所の人口推計は、平成22年の国勢調査人口を基準人口としている。長期総合計画策定作業の段階で、既に最新の平成27年の国勢調査の結果が公表されており、その数値を盛り込んでいくべきだと考えます。

以上、3点を指摘しまして、反対討論といたします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第81号についての賛成討論。

17番 室谷伊則君の発言を許可いたします。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 私は、議案第81号 第2次紀の川市長期総合計画基本構想の策定について、賛成の立場で討論を行います。

この第2次紀の川市長期総合計画基本構想の制定に当たっては、外部の委員で構成された審議会をはじめ、市民アンケート・市民ワークショップなどにより、高校生からお年寄りまで幅広い世代の市民の意見を取り入れているところは大きく評価できると思います。

また、市民の意見、行政側の考えなどを集約し、「安全・安心」の分野で安心して健やかに暮らせるまち、「子育て・教育」の分野で育み学ぶ元気なまち、「産業・交流」の分野で交流と活気があふれるまち、「都市基盤・生活環境」の分野で快適で環境と調和するまち、「地域づくり・行政経営」の分野で健全で自立したまちと、五つの分野でそれぞれの政策目標を立てて、これらを軸にまちづくりを進めていくことが明記されております。

今回は、政策目標にとどめ、社会情勢や財政状況、国・県の動向に対し柔軟に対応していけるように策定しているところも評価に値すると思います。

このように、今後9年間で紀の川市が進めていくまちづくりの目標を的確に捉えた基本構想であると考えます。

今後、この基本構想をもとに基本計画を策定し、事業を実施していくにあたっては、議会としてもそのチェック機能を果たすための指針となるものであると考え、賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第58号 平成28年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は、認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第81号の採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第81号 第2次紀の川市長期総合計画基本構想の制定について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第82号 紀の川市行政組織条例の一部改正について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第83号 紀の川市自転車駐車場条例の一部改正について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第84号 紀の川市個人情報の保護に関する条例及び紀の川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第85号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第86号 紀の川市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第87号 紀の川市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例の制定について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第108号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第59号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について から
議案第107号 平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）
について まで

○議長（竹村広明君） 次に、日程第3、議案第59号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第107号 平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの13議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託していたのものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、厚生常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） 厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る9月6日の本会議で付託されました議案13件について、9月20日に本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

慎重審議の結果、当委員会に付託されました議案のうち、議案第59号、議案第61号、議案第62号、議案第90号の計4議案については、賛成多数で、その他9議案については、全会一致で原案のとおり認定、可決すべきものと決定いたしております。

当委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりでございます。

まず、議案第59号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入歳出差し引き残額が約3億4,000万円で、この中には一般会計から繰り入れた2億円が含まれていると思うが、この2億円は税率改正の際の激変緩和につながったのかとただしたのに対し、一般会計からの繰入金2億円を算入することにより、税率の激変緩和という形での効果が出たとの答弁でした。

次に、議案第62号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、地域包括支援センター事業で、高齢者虐待と困難事例への対応がそれぞれ平成27年度より増加しているようであるが、どのように把握し対応しているのかとただしたのに対し、地域包括支援センターに「高齢者何でも相談窓口」を設けており、家族からの相談、事業所のヘルパー、ケアマネからの通報、地域の民生委員からの情報などから把握している。また、対応については、専門職が相互に連携し迅速に対応しているが、中には、長期化して解決に至らないケースも多いとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論がありますので、発言を許可いたします。

まず、議案第59号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第59号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定に対する反対討論を行います。

平成27年度に、高額薬剤の保険適用が進んだことから、紀の川市でも保険給付費、特に調剤費が大きく伸びました。その結果、平成27年度は収支不足に陥り、その解消のために赤字補填として1億8,000万円の一般会計からの繰り入れが行われました。前年度の大幅な給付費増を受け、その伸びを賄うべく平成28年度の国保会計は、税率の引き上げを行いつつ、さらに一般会計からの市独自の繰り入れをして歳入を組みました。

当初予算費で言えば、保険給付費は平成27年度が56億1,000万円であったのが、平成28年度には3億6,000万円増の59億7,000万円の支出を見込み、保険料

収入では、平成27年度が16億1,000万円から、平成28年度には税率の引き上げにより1億8,000万円増の17億9,000万円を見込んでいました。あわせて、一般会計からの2億円の繰り入れを行い、必要な歳出に対し歳入を確保する予算組みがされました。保険税率を引き上げたことは問題ではありますが、激変緩和策であっても2億円を繰り入れるという判断は、この時点では評価のできる予算組みであったと思っています。

しかし、その後、平成28年度には薬価の見直しがされ、特に高額薬剤の薬価引き下げが進みました。高額薬剤の一つであるがん治療薬オプジーボは、特例的な対応として半額まで引き下げられるというような変動があったのが平成28年度でした。その結果、保険給付費は当初見込んだよりも2億1,000万円少ない57億6,000万円での決算となりました。

給付費は、見込みよりも少ない支出で済んだものの、保険料は給付費の伸びに合わせて設定されており、その結果、厚生常任委員会での説明では、1人当たり保険税額では前年度比1万1,518円、13.7%増の9万5,478円となりました。保険税負担は重くなりながら、3億4,300万円が翌年度に繰り越されたことを見ると、激変緩和策の2億円は生かし切れなかったということになりました。

平成27年度、平成28年度の2年間は、高額薬剤の普及と薬価の変動により、国保会計は大きく揺れ動いた2年間でした。その中で、依然として国保税の負担は重たく、平成28年度も引き上げられたことで、さらに重い税負担となっています。国保加入世帯のうち、現年度分でも1割の世帯が滞納をする状況であることも委員会審査で明らかになりました。

これ以上、負担を上げては命を守る制度なのに、国保税が生活破壊を招く元凶となってしまいます。激変緩和策にとどまらず、負担の引き下げのための一般会計からの繰り入れを行うべきということを指摘しまして、本会計決算の認定に対しての反対討論といたします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第59号についての賛成討論。

1番 並松八重君の発言を許可いたします。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（登壇） ただいま議題となっております議案第59号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、私は認定すべきものと考え、賛成の討論を行います。

平成27年度は、急激な医療費の高騰により収支不足に陥ったことから、国保運営基金を全額使い、一般会計から財政支援特別繰入金を初めて法定外で繰り入れして、収入・収支のバランスを保ち、平成28年度でも収入不足になることが予測され、9年ぶりの税率改正と税負担の激変緩和として、一般会計より財政支援特別繰入金2億円を繰り入れて安定的な国保の財政運営を行っております。

また、国民健康保険税の収納率については、現年度分で95.2%と、前年度より0.

2ポイント上昇して3年連続で向上するなど、収入の確保に努めております。

さらに、滞納世帯に対しては、納税相談業務の充実を図っており、評価するところであります。

また、保健事業として、特定健康診査などの受診率向上の取り組み、脳ドック受診者への助成やレセプト点検の実施など医療費抑制に積極的に取り組んでいる経営努力もうかがえます。

平成28年度は、幸いにも前年度のような急激な医療費の高騰がなく、税率を改正したことにより一般会計から財政支援特別繰入金を繰り入れたものの、黒字での運営ができたことと認識します。

しかし、増大する医療費負担から、今後もさらに厳しい事業運営を迫られることは明白で、翌年度に迫った国保の県広域化にも適切に対応しなければなりません。

今後も国民健康保険事業の財政安定化を図るため、法定に基づく一般会計からの繰り入れ措置、医療費の適正化、国保税の収納率向上、保健事業の充実など一層の経営努力を重ねられることを強く要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第61号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第61号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

高齢になれば、個人差はありますが、病気やけががふえ、医療を受ける必要がふえます。この後期高齢者医療制度は、75歳以上で線引きし、別会計にして医療給付費の抑制を狙いとした制度です。平成28年度は、懸念されていた保険料の特例軽減の廃止については継続されていました。それでも、年金額の少ない方からも保険料を徴収し、17名の滞納者には短期証が発行されました。人数の多い少ないにかかわらず、低所得であるがために保険料が払えない人にペナルティ的な短期証の発行を行うべきではありません。

受益者負担という仕組みに基づく医療費を抑制する路線を見直し、本来の社会保障制度として国庫負担を引き上げていく必要があります。市独自の低所得者に配慮した保険料の減免を行うなど、高齢者の生活や所得の実態に合った施策が必要です。国民皆保険制度を守るべきという立場から、本決算に反対するものです。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第61号についての賛成討論。

3番 船木孝明君の発言を許可いたします。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（登壇） ただいま議題となっています議案第61号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、私は認定すべきものと考え、賛成の討論を行います。

平成28年度で、国の後期高齢者医療制度施行から9年目を迎え、制度については広く

周知も図られ、市民の理解も得られていると認識しているところです。

本市においても法令に基づき事務が行われ、平成28年度決算内容については、適切な予算執行が行われているものと判断します。

今後も、高齢化社会のますます増大する高齢者に対し、持続的な高齢者対策を重点的に心がけ、また国の制度・政策を十分注視し、事務運営に万全を期していただきますよう申し添え、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第62号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第62号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

この介護保険制度は、高齢化と家族介護の限界があることから、社会保険制度として始まったものですが、現実には家族の介護のために仕事をやめる介護離職がふえており、家族の負担は重いものとなっています。

紀の川市では、11段階で設定されている点は評価される点ですが、それでも期を追うごとに高くなる保険料の負担は、被保険者にとって非常に重いものです。このため、滞納者も366名いるという状況です。さらに、利用料が2割負担になったり、特別養護老人ホームへの入所制限など利用抑制がとられました。

紀の川市では、高齢者支援、介護者支援が行われ、現場での対応は想像を超えるものです。しかし、滞納者のうち24名の方には給付制限が行われました。保険料負担軽減とともに、利用料軽減など積極的な市独自の軽減策を講じることが必要と考えることから、本決算に対する反対理由とします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第62号についての賛成討論。

4番 中尾太久也君の発言を許可いたします。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（登壇） 私は、議案第62号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成28年度決算は、平成27年度から平成29年度の第6期介護保険計画の2年目で、歳入総額66億370万6,000円、歳出総額64億4,734万9,000円で、決算収支が1億5,635万7,000円となり、給付費概算交付精算による国・県等への返還金が1億4,695万3,722円を差し引いた実質収支額は、940万3,278円となっております。

保険給付費では、サービス利用者及び件数の増加により前年度比1.8%増加している状況で、介護給付費準備基金を繰り入れず、歳入・歳出が過不足なく執行されてきました。このことは、健全な財政運営に取り組んだ決算状況であると考えます。

また、地域支援事業では、前年度より取り組んでいる介護予防の地域リハビリテーショ

ン事業が地域の共感を得て、初年度と比較して参加人数が約3倍増となっています。このことも、第6期計画で目指す高齢者が「地域で支え合い、理解し合いながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」への取り組みであり、介護予防の充実は給付費の抑制へとつながるもので、一層の努力を望むものであります。

以上、申し上げましたが、本会計決算の認定については、介護保険の円滑な運営と高齢者福祉の増進について保険者が努力して行われたものと評価し、賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第90号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）に対する反対討論を行います。

本補正予算では、一般会計に対し、1億5,000万円を繰り出すことになっています。平成28年度の税率引き上げに際し、激変緩和策として一般会計から2億円の繰り入れを行っていたものの、平成28年度中の給付費が見込みよりも少なくなったことから繰越金ができ、そのうち1億5,000万円を一般会計へ返すということであります。

委員会審査では、平成28年度の2億円の繰り入れは、税率引き上げに伴う激変緩和策として急激な税率上昇を抑えるためのものであり、一般会計の予算であることから、平成28年度の決算結果を受けて、今年度の補正予算で一般会計へ繰り戻すという説明でした。

既に、国保税の負担水準は、ほかの医療保険制度の保険料よりも高い水準にある中で、紀の川市は平成28年度に税率の引き上げを行い、今年度もその税率を下げずに引きついでおり、加入者の税負担が高どまりしているという現状があります。

反対の理由は、平成28年度に行われた一般会計からの繰り入れの目的が激変緩和策にあったとしても、この繰り入れを残すことで今後の給付費の増に供えるとともに、高どまりする税率の抑制、さらには引き下げへとつながる財源として生かすべきではないかという点にあります。

今回の繰り戻すという対応は、保険者である紀の川市の加入者の税負担に対する認識が現行の保険税負担水準でいいと認識しているということを残念ながらあらわすものと言えます。税率引き上げに伴う激変緩和での繰り入れを行うという対応にとどめず、さらに加入者の負担を考慮に入れて税負担の引き下げと向かう判断をすべきであると重ねて述べまして、本補正予算に対する反対討論といたします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第90号についての賛成討論。

5番 仲谷妙子君の発言を許可いたします。

5番 仲谷妙子君。

○5番（仲谷妙子君）（登壇） ただいま議題となっております議案第90号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、私は可決すべきものと考え、賛成の立場で討論を行います。

平成28年度での税率改正の折、激変緩和策として一般会計から2億円の繰り入れを行うことにより、平成27年度に比べ、国保税負担の増加が約25%増となるべきところ約13%増となり、約12%緩和されています。

一方、平成28年度の繰越金については、薬価基準が引き下げられたことや税収の確保に努められたことによるもので、一般会計からの繰り入れは国保被保険者以外の市民に負担を求めることになるため、平成29年度において一般会計に繰り戻すことは適正な処置であると考え、賛成討論いたします。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第59号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第59号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第60号 平成28年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第61号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第61号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第62号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第62号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第66号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第78号 平成28年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、委員長の報告は可決及び認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決及び認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第79号 平成28年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、委員長の報告は可決及び認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決及び認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第80号 工事請負契約の締結について（那賀アメニティセンター施設解体工事）は、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第90号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第91号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第92号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第95号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第107号 平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第57号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計
歳入歳出決算の認定について から

議案第106号 平成29年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第
1号）について まで

○議長（竹村広明君） 次に、日程第4、議案第57号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第106号 平成29年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの29議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、過日の本会議において産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、産業建設常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

当委員会に付託されました29議案について、去る9月21日、本庁舎6階委員会室1において、全委員出席を得て開催し、付託された案件について当局から説明を受けた後、審査を行いました。

審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案のとおり認定、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております29議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第57号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第63号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第64号 平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第65号 平成28年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第67号 平成28年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第77号 平成28年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案について、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第67号から議案第77号までの11議案については、委員長の報告は認定とするものであります。

本11議案について、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号から議案第77号までの11議案については、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第89号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第93号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第94号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 平成29年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第106号 平成29年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号に）についてまでの11議案について、一括をして採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第96号から議案第106号までの11議案については、委員長の報告は可決とするものであります。

本11議案については、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号から議案第106号までの11議案については、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時46分）

（再開 午前11時00分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第5 議案第88号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（竹村広明君） 次に、日程第5、議案第88号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、過日の本会議においてそれぞれ所管の各常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、各委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第88号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました議案第88号のうち、所管部分について当局から説明を受けた後、審査を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における、各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

9款、1項、4目、消防施設費のうち、消防施設整備事業では、100万円の工事請負費の増額内容をただしたのに対し、警鐘台の新規撤去1件に加え、1カ所当たりの単価が増加したためとの答弁でした。

次に、10款、2項、2目、教育振興費のうち、児童就学援助事業、10款、3項、2目、教育費のうち、生徒就学援助事業の要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の増額の内容をただしたのに対し、主なものとして、国の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱の一部改正によって、新入学児童の生徒学用品等の単価が増額されたこと、また入学前に支給をすることが可能になったことにより、本市においても支給対象とするため、必要な額を増額したとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしく申し上げます。

○議長（竹村広明君） 次に、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第88号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の目時、場所等については、先ほど報告したとおりでございます。

当委員会に付託されました議案第88号のうち、所管部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりでございます。

まず、3款、1項、10目、人権推進費について、古和田会館にエレベーターを設置するということが、耐用年数や耐震関係は大丈夫かとただしたのに対し、既存の建物内に設置するのではなく、外づけの増築による手法で工事を行い、既存の建物の柱や壁の損傷をできるだけ抑える方法で計画しているとの答弁でした。

次に、3款、2項、1目の児童福祉総務費について、打田地域の子育て支援センターはいつから利用できるのかとただしたのに対し、平成30年1月から利用できる予定であるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第88号 紀の川市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました議案第88号のうち、所管部分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、8款、4項、1目、都市計画総務費のうち、住宅耐震化促進事業について、耐震改修するにあたって、「家の建てかえが必要」、「一部のリフォームで済む」、「建てかえが必要だが費用面などから部屋だけの工事で済みます」などと、段階的な条件があるのか。また補助金の上限額、申し込み件数をただしたのに対し、「建てかえが必要である」、「部分的な改修に対応する」など、耐震改修の診断については建築士会が行っている。その中で、建てかえが必要であるが費用などによっては耐震シェルター、耐震ベッドという方向になっていく。

次に、補助金については、耐震診断は4万4,000円が無料、耐震設計の上限は13万2,000円、耐震工事は101万1,000円になる。また、申し込み件数は、耐震診断は35件、耐震工事は7件の申請があるとの答弁でした。

また、昭和56年以前の建物を対象としていると思うが、事業を拡大する考えはないの

かとただしたのに対し、県の指導により平成12年以前の建物も対象としているとの答弁でした。

次に、11款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費のうち、土木施設災害復旧事業について、調月三和線は最近完成した道路で、今回崩壊したところは1回崩落が起こり、追加補正し補強した箇所ということだが、その原因を追求し検証できているのかどうかただしたのに対し、この事業は、山をVカットする工法で進め、ボーリング調査を行ってしているが、国の基準に見合った標準的な調査を行い、工法を決定している。その中で、2回小規模な表面崩落を起こしたので、周辺の地区の地形等現地調査も行ったが、山頂部分にクラックが出るなど地すべりが起こるような状況が全く見られなかったため、表面崩落のみ、のり砕工法で対応できるとの技術的な判断でした。

しかしながら、1年を経過してずっと奥に隠れていたボーリング調査では判明できなかったすべり面が発生したと考えているとの答弁に、広島集中豪雨など、あらゆるところで豪雨災害が起こっている。今回は、集中豪雨もなかった。まして1回崩落が起こっているという現状では、深層崩壊や岩盤が崩れ落ちるといふことは想定はできたはずだと再度ただしたのに対し、確かに結果論だけで現状を見れば、もう少し調査が必要であったと言われても仕方がないと考えている。しかしながら、道路を新設する基準にのっとり調査に基づいて工事を施工し、途中で表面崩落があった。その時点で、国の基準や土木学会など、山や地すべり関係の指針が出ているので、それらを参考にのり砕工法に変更すればとまと判断した。表面崩落だけで、基準以上の調査の必要性まで判断できなかった。今回の崩壊は想定外の所にすべり面があったもので、このような大きな災害が起こることは技術的にも予測できなかった。予期せぬところで地すべりが発生したということで、予測できなかったことを復旧するのが災害事業となるので、国に対し災害を認定してもらえよう進めているとの答弁でした。

さらに、当初設計した事務所が調査するのではなく、第三者に見てもらうべきではとただしたのに対し、早急に調査する必要もあり、また県など関係者から当該事務所の技術力は調査し確認している。さらに、国土交通省の近畿整備局大規模土砂災害対策技術センターの研究監にも来ていただいて、現地調査をしてもらって意見を求めることも検討している。また、ボーリング調査についても、前は標準的な調査のみであったが、想定されるすべり面を重点的に調査し、解析するとの答弁に、今回の補正予算は、測量設計委託料ということだが、図面を書くほうかとただしたのに対し、今は調査を行っており、この先、調査データを整理する地すべりの解析と工法検討の設計業務であるとの答弁に、設計委託料は、調査次第でまた上がるのかとさらにただしたのに対し、今回の積算は、必要である調査の最大分を見込んでいます。必要がない部分が出てくれば減額も考えられるとの答弁でした。

また、今回の道路は紀の海処理場への進入路である。あれだけ大きな進入路で、公共でする施設の周辺整備に対し構成市町の負担金はないのかとただしたのに対し、崩壊したと

ころは紀の川市が管理する市道である。しかしながら、災害復旧の工事に対する負担金は、一度協議していききたいとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 以上で、各常任委員会の審査報告が終了いたしました。

これより、ただいまの各委員長の報告に対し、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

議案第88号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）については、各委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、各委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正について

○議長（竹村広明君） 次に、日程第6、委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 川原一泰君。

○議会運営委員会委員長（川原一泰君）（登壇） それでは、委員会提出議案第1号について、提案説明をいたします。

委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正について、紀の川市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

当議案については、委員会において全会一致をいたしましたので、委員会提出議案として提出をいたします。提出者は、議会運営委員会委員長の私、川原でございます。

提案理由といたしまして、「予算決算常任委員会」を設置することに伴い、条例の一部を改正するためであります。

改正内容は、当初予算並びに補正予算と決算について一体した審査を行うため、新たに全議員による「予算決算常任委員会」を設置するもので、第2条に、第1項第4号として、「名称」、「委員の定数」、「所管」を、第2項及び第3項として、議員の常任委員会へ

所属制限を加えるものであります。

なお、附則といたしまして、平成30年3月に招集する定例会から施行するものでございます。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（竹村広明君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

ただいま議題となっております委員会提出議案1号については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに、質疑、討論、採決を行います。

それでは、委員会提出議案第1号について、質疑、討論、採決を行います。

委員会提出議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

委員会提出議案第1号について、討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 委員会提出議案第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

○議長（竹村広明君） 次に、日程第7、委員会提出議案第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長 森田幾久君。

○産業建設常任委員会委員長（森田幾久君）（登壇） ただいま議題となっております委員会提出議案第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提案理由を説明いたします。提出者は、産業建設常任委員会委員長 私、森田幾久でございます。

森林を多く所在する山林地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢

化、後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあります。しかしながら、市町村が主体的に森林・林業施策に取り組むには、恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

このような中、政府・与党は、「平成29年度税制改正大綱」において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民にひとしく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところであります。

山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出にもつながるものであり、そのため市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。

よって、制度創設について実現を強く求めるために、別紙のとおり〔「全国森林環境税」の創設に関する意見書〕を会議規則第14条第2項の規定により提出するものです。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長です。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

ただいま議題となっております委員会提出議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに、質疑、討論、採決を行います。

それでは、委員会提出議案第2号について、質疑、討論、採決を行います。

委員会提出議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

委員会提出議案第2号について、討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議員派遣の件について

○議長（竹村広明君） 次に、日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決しました。

日程第9 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（竹村広明君） 次に、日程第9、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定より、お手元に配付の写しのとおり閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から、閉会にあたって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 9月議会閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

8月31日開会、また本日までの29日間、決算特別委員会も立ち上げていただいたし、決算審査を行っていただきました。

また、提案させていただきましたほかの案件等も十分御審議をいただき、御可決いただきましたことを心からまず御礼申し上げたいと思います。

認めていただきました案件につきましては、十分慎重に対応してまいりたいと思いますので、今後ともの御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、今後の行事であります。任期中には、10月20日、スポーツフェスティバル、また10月29日が青洲まつり、10月の末から11月の4日、5日までの間は文化祭等々、いろいろな行事が重なっております。もちろん、皆さん方には市会議員の選挙を前にしてお忙しいとは思いますが、この行事等々への御協力もろよくお願いしたいと、そう思います。

さて、きょう午後、国会が招集されて、衆議院が解散するといううわさが出ております。聞くところによりますと、11月10日公示、22日が投開票、我々の市議会・市長選挙の前に国政選挙があるということで、大変お忙しいと思っておりますけれども、そこらあたりをうまくお願い申し上げたいと、そう思います。

なお、我々の紀の川市の選挙、11月12日告示、19日の選挙ということでございますけれども、今回のこの市議会議員の選挙には、勇退される方もおられるとお聞きをし、紀の川市発足以来、市政発展のために一緒に頑張ってきた勇退される議員さんには、心よりお礼申し上げたいと思っておりますし、勇退されても市政に引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げますとともに、御健康で頑張られることをお祈りしたいと思っております。

なお、引き続き、市議会として御苦勞いただく皆さん方は、頑張ってください、優秀な成績で当選をされ、今後の紀の川市発展のために頑張ってくださいますようによろしくお願い申し上げ、この9月議会、頑張ってお苦勞いただいたことを重ねて御礼申し上げて、御挨拶を終わります。

御苦勞さんでございました。

○議長（竹村広明君） それでは、平成29年第3回紀の川市議会定例会の閉会にあたり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る8月31日に開会し、本日まで29日間にわたり、慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力をいただき、まことにありがとうございました。

おかげをもちまして、現任期最後の定例会を無事終了することができました。

議長となって2年間、議員各位の御協力のもと、円滑に議会運営ができましたこと、心より感謝を申し上げたいと思っております。

早いもので、我々も議員としての任期もあとわずかとなってまいりました。しかしながら、11月に予定されております市議会議員選挙には、多くの議員の方々が引き続き立候補される予定でありまして、残された期間、最後まで議員活動に精励されることとともに、市民の審判を得て、再度この議場でともにお会いできることを心からお祈り申し上げます。

一方、現任期をもちまして勇退されます議員におかれましては、これまで本市議会の発展に御尽力を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げますとともに、御在任中と変わることなく、今後とも本市議会にお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げます。私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。ともに頑張りましょう。ありがとうございました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これもちまして、平成29年8月31日招集の平成29年第3回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

（閉会 午前11時29分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員